

広報かるまい お知らせ版 その1



毎月第2・第4水曜日発行
全世帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335



かるまい夏祭り イベント情報（8月1日～3日）

※日程につきましては、時間に変更
になる場合があります。

8月1日（金）～3日（日）の3日間は「七夕祭り」

日 時	イベント内容	会 場
7月31日（木）	前夜祭	
18:30～	納涼ビアガーデン	上新町特設会場
19:00～	セーリングバンド演奏	
8月1日（金）		
18:00～	大町商店街イベント お宝GET釣り大会（賞品付）・どっぴき大会 納涼ビアガーデン	赤レンガ駐車場
19:00～	バンド演奏	仲町特設会場
8月2日（土）		
10:00～ 21:00	軽トラ市	みちのく銀行 物産交流館駐車場(仲町)
18:00～	各商店会イベント 仲町：ビンゴゲーム（18:00～） 荒町：2014ARAMACHIワールドカップPK大会（19:00～） 大町：宇漢米太鼓・円子よさこい組どっこいしょ演舞 お宝まき大会（19:30～）	みちのく銀行駐車場 荒町路上 大町路上
20:30～	花火大会	向川原こぶし公園
8月3日（日）		
9:00～	ニジマス釣り大会、つかみ取り	坊里沢川 （向川原防災センター前）
19:00～ 21:00	カシオペア杯争奪ナニャドヤラ流し踊り大会	大町→仲町→荒町 路上

注目イベントのご紹介

- ★**軽トラ市（2日）**：軽トラックの荷台がそのまま、新鮮野菜やお買い得品などのお店になります。お気に入りの商品を探してみてください。
- ★**商店会イベント（2日）**：大町、仲町、荒町の道路が歩行者天国になり、ゲーム大会や太鼓演奏など各商店会が趣向を凝らしたイベントを開催します！
- ★**花火大会（2日）**：夜空を照らす花火が、軽米の夏を彩ります。

- ★**ニジマス釣り大会（3日）**：坊里沢川にニジマスを放流します。何匹釣れるか挑戦してみよう！
- ★**カシオペア杯争奪ナニャドヤラ流し踊り大会（3日）**：町内をはじめ、他地域からも踊り手が参加します。夏祭りのフィナーレを飾ります。



○8月2日及び3日は、大町から荒町区間で次のとおり交通規制が行われます。
2日（土） 19:00～21:00 3日（日） 19:00～21:00

○8月2日及び3日の交通規制時間帯における路線バスの停留所が変更になりますので、ご注意ください。
【JRバス】二戸駅（19:10）発・軽米病院（20:20）行きは、新町～軽米間のバス停に停車せず、軽米病院に直行します。（通過するバス停に下車を予定されるお客様は軽米病院よりタクシーでお近くまで送迎します。）
【コミュニティバス】鶴飼（18:45）発・新町（19:11）行き、民田山（18:30）発・新町（19:00）行きは、新町バス停まで運行せず、防災センターで終点となります。（防災センターで降車したお客様で新町まで行かれる方は、防災センターよりタクシーでお近くまで送迎します。）

【問い合わせ先】軽米町商工会・商工会青年部（☎46-2711）

児童扶養手当制度のお知らせ

【問い合わせ先】 健康福祉課
(健康ふれあいセンター内 ☎46-4736)

1. 手当支給の対象（受給資格者）

この手当は、母子家庭の母、父子家庭の父、父に重度の障がいがある家庭の母、母に重度の障がいのある家庭の父、父又は母に代わって児童を養育している人に支給されます。

ただし、国民年金・厚生年金などの公的年金を受け取ることができる人（老齢福祉年金を除く）には、手当は支給されません。

2. 支給要件

18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある子ども、または、20歳未満で特別児童扶養手当2級に該当する程度以上の障がいがある子どもが、次のいずれかに該当し、母、父または養育者が監護等している場合に支給されます。

- ①父母が婚姻を解消した子ども

②父または母が死亡した子ども

③父または母が一定程度の障がいの状態にある子ども

④父または母の生死が明らかでない子ども

⑤父または母に1年以上遺棄されている子ども

⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども

⑦父または母が1年以上拘禁されている子ども

⑧婚姻によらないで生まれた子ども

⑨遺児などで父母がいるかいないか明らかでない子ども

⑩その他政令で定めるもの

3. 手当月額及び所得制限

手当月額は、受給者の所得額により全部支給と一部支給停止等に区分され、児童が2人以上の場合には、2人目（5千円加算）、3人目以上（1人につき3千円加算）の加算があります。（平成26年7月現在）

	児童1人のとき	児童2人のとき（5,000円加算）	児童3人以上のとき
全部支給の場合	41,020円	46,020円	1人につき3,000円加算
一部支給停止等の場合	受給者（受給者と生計を同じくする扶養義務者がいる場合も含む）の所得が政令で定める額以上であるときは、手当の全額又は一部支給が停止される場合があります。		

4. 手当の支給期間

手当の支給期間は、受給資格者が認定を請求した月の翌月から開始し、児童が18歳に達した最初の3月まで（障がいの状態にある児童については20歳に達した月まで）又はその他支給すべき事由が消滅した月で終わります。

●支 払 期：年3回 ●支払方法：受給者が指定する金融機関へ口座振込

5. その他

受給者が手当の支給を受ける権利を行使しない期間が2年間継続した場合は手当の受給権は時効により消滅します。

また、現況届を毎年8月1日から8月31日の間に提出することになっており、受給資格者の資格審査及び所得審査が行われ、その年の8月から翌年7月分までの手当の支給額等が決定されます。現況届を提出しないと手当の支給が差し止めになりますので必ず提出してください。

6. 申請等手続き

手当を受給するためには、認定請求書及び支給要件事由がわかる添付書類が必要になりますので、詳しくは健康福祉課までお問い合わせください。

特別児童扶養手当制度のお知らせ

1. 支給要件

手当は、障がい児（20歳未満であって政令で定める程度の障害の状態にある者）の父もしくは母がその障がい児を監護するとき、又は父母以外の者が障がい児を養育するときに支給されます。

ただし、障がい児が障がいを事由とする年金給付を受け取ることができるときは、手当の支給はされません。また、障がい児が社会福祉施設に入所しているときは、手当は支給されません。

2. 手当月額

手当月額は、障がい等級の1級（重度）と2級（中度）で、障がい児1人につき次により定められています。（平成26年7月現在）

障がい等級	月 額
1 級	対象児童1人あたり 49,900円
2 級	対象児童1人あたり 33,230円

3. 所得制限

受給者又は受給者と生計を同一にする扶養義務者の前年の所得が政令に定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までの手当は支給されません。

4. 手当の支給期間

支給期間は、受給資格者が認定を請求した月の翌月から開始し、手当を支給すべき事由が消滅した月で終わります。

●支払期：年3回 ●支払方法：受給者が指定する金融機関へ口座振込

5. その他

法令により手当の支給を受ける権利を行使せずに2年間を経過したときは、時効によって権利が消滅します。

なお、毎年8月11日から9月10日の間に特別児童扶養手当所得状況届を提出することになっており、受給資格者の資格審査及び所得審査が行われ、その年の8月から翌年の7月分までの手当の支給額が決定されます。

6. 申請等手続き

手当を受給するためには、認定請求書、支給要件事由がわかる添付資料が必要になりますので、詳しくは健康福祉課までお問い合わせください。

広報かるまい お知らせ版 その2

毎月第2・第4水曜日発行
全世帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

第2回『かるまいブランド』 認証商品&飲食店メニュー大募集！

あなたの商品
を「かるまい
ブランド」認
証商品にしま
せんか？



おらほの店は地
元雑穀を使った
こだわりの料理
を出してるよ！

第2回募集期間
平成26年7月23（水）～8月25日（月）

【応募・問い合わせ先】

かるまいブランド認証委員会
(軽米町商工会内 ☎46-2711)

■内容

軽米町の豊かな自然、軽米のものにこだわった魅力ある特産品等の商品を認証し、「かるまいブランド」として地域内や全国に発信し販売促進を行うものです。

■主な応募資格

軽米町内に事業所を有する飲食店及び加工業者など
(その他詳細は応募要項でご確認いただけます)

■募集点数 10点程度(商品、飲食店あわせて)

■申込方法

かるまいブランド認証応募要項をお読みのうえ、かるまいブランド認証申請書に必要事項を記入し、軽米町商工会へ持参または郵送でお申し込みください。

※応募要項、認証申請書は軽米町商工会内(軽米ブランド認証委員会)までお問い合わせください。

臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ

平成26年4月からの消費税率の引上げに伴い、低所得者及び子育て世帯への負担の影響を緩和するために、暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

支給対象と思われる方には申請書類を郵送しておりますので、次の日程により申請頂きますようお願いいたします。

また、書類を紛失された方や、支給対象と思われるのに書類が届いていないなど、ご不明な点等がございましたら、お気軽に健康福祉課までお問合せください。

●受付期日

【常時受付】

▼健康福祉課(軽米町健康ふれあいセンター内)

7月1日(火)～10月1日(水) 土曜・日曜・祝日を除く
午前8時30分～午後5時30分

●臨時福祉給付金

【対象者】

平成26年1月1日において、軽米町の住民基本台帳に登録され、平成26年度分の町民税均等割が課税されていない方。ただし、ご自身を扶養している方が課税されている場合や生活保護を受けている場合などは対象外です。

【給付額】

1人につき1万円。老齢基礎年金や児童扶養手当等を受給している方には5千円を加算します。

【問い合わせ先】 健康福祉課
(健康ふれあいセンター内 ☎46-4111)

●子育て世帯臨時特例給付金

【対象者】

平成26年1月1日において平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者であり、平成25年中の所得が児童手当の所得制限額に満たない方。臨時福祉給付金の対象者は含みません。

【給付額】

対象児童1人につき1万円

※各共済組合より児童手当を受けている方は、所属長より証明書と申請書が交付されます。

●申請に必要なもの

- ・送付された申請書類
- ・印鑑(シャチハタではないもの)
- ・支給対象者全員分の身分証明書(健康保険証、免許証など)
- ・振込先の通帳(申請者の通帳)

町民バスの運休のお知らせ

8月14日(木)～16日(土)は、

お盆期間のため、町民バスは運休となります。
ご注意ください。

【問い合わせ先】 総務課
企画グループ (☎46-4738)

高齢受給者証が更新されます

70歳から74歳の国民健康保険加入者の方に交付している『国民健康保険高齢受給者証』の有効期限は7月31日です。

8月1日から有効の高齢受給者証は、7月31日までに郵送しますのでご確認ください。

高齢受給者証の自己負担割合は、前年（1月～12月）の所得をもとに判定されますので、所得に変動があった方は負担割合が変わる可能性があります。

【負担割合について】

平成26年度から国による見直しが行われ、平成26年4月以降、新たに70歳となる方（昭和19年4月2日以降生まれ）は、誕生月の翌月から2割となります。昭和19年4月1日以前生まれの方は1割のまま変わりません。

※一定の所得がある方は3割です。

※同じ世帯であっても、生年月日によって、2割と1割に分かれる場合があります。

有効期限の切れた受給者証は、細かく切るなどして破棄するか、役場町民生活課窓口までお届け下さい。

『国民健康保険高齢受給者証』を交付されている方のうち住民税非課税世帯に属する方で国保税の未納がない方は、医療機関窓口での一部負担金が軽減されます。

該当者には『国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証』が交付されますので、保険証、国民健康保険高齢受給者証、認印をご持参のうえ町民生活課へ申請してください。

【問い合わせ先】 町民生活課
町民生活グループ（☎46-4734）

寡婦等の方に対して 医療費の一部を給付します

寡婦等家庭の健康保持と福祉の増進を図るため、寡婦等が診療を受けた場合、医療費の一部を給付しておりますので、次に該当する方は、申請をお願いします。

☆寡婦医療費の給付を受けることができる方

◇寡婦のうち、69歳までの方

◇児童が18歳に達した以後に配偶者のない女子になった69歳までの方

◎寡婦とは、配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある方です。

※ただし、次の方を除きます。

◇本人の所得が150万円を超える方

◇生活保護を受けている方

◇世帯全体の所得が300万円以上の方

（別居している子の扶養になっている方で、子の所得が300万円を超えた場合も含みます。）

◇高齢者の医療の確保に関する法律の規定が該当する場合

☆給付の額

◇本人負担額の2分の1（保険適用外の診療は除きます。）

☆手続きの方法

◇加入保険証・印鑑をお持ちのうえ、健康福祉課で申請してください。

【問い合わせ先】 健康福祉課・福祉グループ
（健康ふれあいセンター内 ☎46-4736）

戦没者遺児による 慰霊友好親善事業の実施について

（財）日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。この事業は、厚生労働省から補助を受け、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦地を訪れ慰霊追悼を行うとともに同地域の住民と友好親善を図ることを目的としています。

■実施地域

中国、マリアナ諸島、ボルネオ・マレー半島など

■参加費 9万円

※実施地域や日程の詳細はお問い合わせください。

【問い合わせ先】（財）日本遺族会事務局
（☎03-3261-5521）

先の大戦で亡くなられた方々の慰霊と恒久平和を祈り 黙とうを捧げましょう

広島市、長崎市の両市で原爆により亡くなられた方々の冥福と世界恒久平和を願い、原爆が投下された時刻にサイレンの吹鳴を行います。

原爆が投下された時刻

広島市 8月6日 午前 8時15分

長崎市 8月9日 午前11時 2分

8月15日（戦没者を追悼し平和を祈念する日）に日本武道館において、政府主催の全国戦没者追悼式が行われます。

先の大戦で亡くなられた方々を追悼し8月15日正午にサイレンの吹鳴を行います。

趣旨をご理解のうえ、それぞれの家庭、職場や地域で黙とうをお願いします。

【問い合わせ先】
町民生活課（☎46-4734）

毎月勤労統計調査特別調査へのご協力をお願いします

厚生労働省では、本年7月31日現在で、常用労働者を1～4人雇用している事業所を対象に、毎月勤労統計調査特別調査を実施します。

この調査は、1～4人の常用雇用者を雇用する小規模事業所における賃金、労働時間及び雇用の実態について全国及び都道府県別に明らかにすることを目的に実施している調査です。

調査対象となる事業所には、8月から9月にかけて統計調査員が訪問し、調査事項についてお伺いして調査票を作成いたします。

調査票に書かれた内容は、「統計法」により厳しく秘密が守られます。また、統計以外の目的に用いることも固く禁じられています。

ご多忙のこととは存じますが、調査へのご理解とご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】 県庁・調査統計課
（☎019-629-5316）

広報かるまい お知らせ版 その3

毎月第2・第4水曜日発行
全世帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

《 風しん抗体検査 》

岩手県では、風しんに対する免疫の有無を検査できる「風しん抗体検査」を実施しています。対象になる方は検査を受けられますようお知らせします。

1. 対象者（次のいずれかに該当する方）

- (1) 妊娠を希望する女性
- (2) (1) の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます）
- (3) 風しん抗体価が低い妊婦の配偶者（H I 抗体価が16倍以下相当をいいます）

※ただし、過去に風しんの抗体検査を受けたことがある方、明らかに風しんの予防接種歴がある方もしくは検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある方は除きます。

2. 実施期間

平成26年6月1日から平成27年3月31日まで

3. 実施場所 県内各医療機関

※実施していない医療機関もありますので、あらかじめ岩手県のホームページ等でご確認ください（町内では、県立軽米病院のみで実施しています）。

4. 検査費用 無料（岩手県で全額負担します）

【問い合わせ先】 健康福祉課・健康づくりグループ

（健康ふれあいセンター内 ☎46-4736）

岩手県保健福祉部医療政策室感染症担当ホームページ

<http://www.pref.iwate.jp/iryuu/kenkou/index.html>

5. 検査受付

医療機関ごとに異なりますので、受診を希望する医療機関に事前にお問い合わせください。なお、問診票は医療機関にあります。

6. 持ち物

- (1) 住所を証明するもの（運転免許証や保険証等）
- (2) 風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者に該当する場合は、妊婦の抗体価が分かるもの

7. 検査結果

検査後、1～2週間後に再度受診して説明を受けることになります。

8. その他

検査の結果、抗体価が低い場合は、予防接種をお勧めします。その際に、麻しんも一緒に予防できる麻しん風しん混合ワクチンを受けることをお勧めします。なお、町では、20～49歳の男女を対象に助成事業を実施していますので、ご利用ください（県立軽米病院で接種を受けた方に3,000円公費負担・要予約）。

平成26年度

高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり事業による住宅改修費補助金について

（2次募集期間延長）

軽米町では、要援護高齢者及び重度身体障がい者の自立支援と家族介護の負担軽減を図るため、住宅改修をする場合に必要な経費に対し、補助金を交付します。

申込受付期間は、平成26年7月14日から平成26年8月31日までです。

◆対象者

- (1) 介護保険の要介護・要支援（要支援1から要介護5）の認定を受けて、日常生活を営むのに支障がある高齢者がいる世帯。
- (2) 下肢、体幹機能障がいにより、級別が1級から3級の身体障がい者手帳の交付を受けて、日常生活を営むのに支障がある重度障がい者の方がいる世帯。

◆対象となる改善

トイレや浴室などの改善、床面の段差解消、手すりの設置など日常動作及び介護動作の向上が認められる場合。

◆補助金の額

(1) 介護保険給付対象者の場合

改修費の額から対象者1人あたり介護保険住宅改修費支給限度額（20万円）を控除した額の3分の2に相当する金額。ただし、80万円から介護保険住宅改修費支給限度額を控除した金額の3分の2（40万円）が上限。

(2) 重度身体障がい者の場合

改修費の額から対象者1人あたり障がい者住宅改修費（20万円）を控除した額の3分の2に相当する金額。ただし、80万円から障がい者住宅改修費を控除した金額の3分の2（40万円）が上限。

◆その他

- (1) 新築、増築又は世帯の合計所得金額により、該当にならない場合があります。
- (2) すでに改修等が終わったものについては、この事業の対象となりません。
- (3) 過去にこの事業により補助を受けたことのある世帯は対象となりません。
- (4) 申込者数が多数で申請額が予算額を超えた場合は受付順とし、補助金を交付できない場合がありますので早めに申し込みくださるようお願いします。

【問い合わせ・申し込み先】

健康福祉課・福祉グループ

（健康ふれあいセンター内 ☎46-4736）

《学習室の開設について》

町立図書館では夏休み期間・テスト期間に合わせ、行事等で使用する場合を除き2階の研修室を学習室として開放します。以下のきまりと注意事項を守り、ご利用ください。なお、利用できる日と時間は表の通りです。

■利用のきまりと注意事項■

- ・貸出カウンターで申込をしてからご利用ください。
(図書館の“利用者カード”の提示が必要です。簡単な手続きですぐに作れます。)
- ・学習の目的での使用に限ります。
- ・私語は慎み、他の人の迷惑にならないようご利用ください。
- ・図書館の資料を利用するときは、館内の閲覧席をご利用ください。
- ・手荷物、貴重品等の管理は各自でお願いします。当館では紛失・盗難への責任を負いません。
- ・携帯電話はマナーモードに設定するか、電源を切ってください。
- ・パソコンの使用はご遠慮ください。
- ・飲食は禁止です。
- ・その他、学習にふさわしくない行為などがあった場合は退室していただきます。

■対象■

小学生～高校生

※開館時間変更等のお知らせ

- ・8月4日(月)は中学生サマー学習会実施のため臨時開館いたします。(利用できる時間9:00～17:00)
- ・8月12日～15日(火～金)は開館時間を9:00～17:00とさせていただきます。

【7月】

日	月	火	水	木	金	土
20	21	22	23	24	25	26
		★	★	★	★	○
27	28	29	30	31		
○		★		★		

【8月】

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					★	
3	4	5	6	7	8	9
○	△	△	△	△		○
10	11	12	13	14	15	16
○		○	○	○	○	○
17	18	19	20	21	22	23
○		★	★		★	○
24/31	25	26	27	28	29	30
○		★	★		★	○

【9月】

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
		★	★		★	○

開館時間
△…午前中のみ
○…9:00～17:00
★…9:00～18:30

【問い合わせ先】
軽米町立図書館
(☎46-4333)

障がい者虐待に気づいたら通報を！

障害者虐待防止法(「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」)が施行されています。この法律は、虐待によって障がい者の権利や尊厳がおびやかされる事を防ぐ法律です。障がい者の虐待を防ぐためには、住民一人ひとりが障がい者への虐待がない社会を目指し、小さな兆候を見逃さずに早期に発見することが大切です。この法律に基づき、下記のとおり窓口を設け養護者(家族等)からの虐待や福祉施設等、雇用先での虐待への相談・対応を行っています。

虐待に気づいたら、速やかに通報をお願いします。

障がい者虐待・養護者支援対応窓口

障がい者の虐待や養護者の支援に関する相談・通報・お問い合わせは下記まで

【平日の日中 8時30分～5時30分】

軽米町役場健康福祉課・福祉グループ

(☎46-4736)

障がい者110番(ふれあいランド岩手団体交流室内)

(☎019-639-6533)

【夜間、土曜、日曜、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)】

軽米町役場(代表)(☎46-2111)

障がい者110番(ふれあいランド岩手団体交流室内)

(☎090-2277-3456)

第32回「けいりょう」
強調月間標語の募集について

一般社団法人 計量計測技術センターでは、11月1日の「計量記念日」並びに11月の計量管理強調月間にあわせ、計量の大切さを広く認識・理解していただくため、普及啓発用の標語を募集します。

○応募要項

1. 作品は、未発表のもので計量・計測、環境保全に係るもの。
2. 応募資格は岩手県在住の方であること以外特に問いません。
3. 応募は、官製ハガキ、封書、FAX 又は E-mail で何点でも併記してください。
4. 応募作品には、住所・氏名・年齢・職業・電話番号を必ず記入してください。
5. 作品は返却しません。なお、作品についての著作権は当センターに帰属します。

○募集締切 平成26年9月19日(金)

○審査及び各賞

けいりょう標語審査会において審査し、岩手県知事賞など入賞作品(7点)ほか佳作(数点)を選びます。

【応募作品の送り先】〒020-0846

盛岡市流通センター北一丁目8番10号

一般社団法人 計量計測技術センター

(☎019-639-0909)

FAX 019-639-0910 E-mail: info@kryo.jp

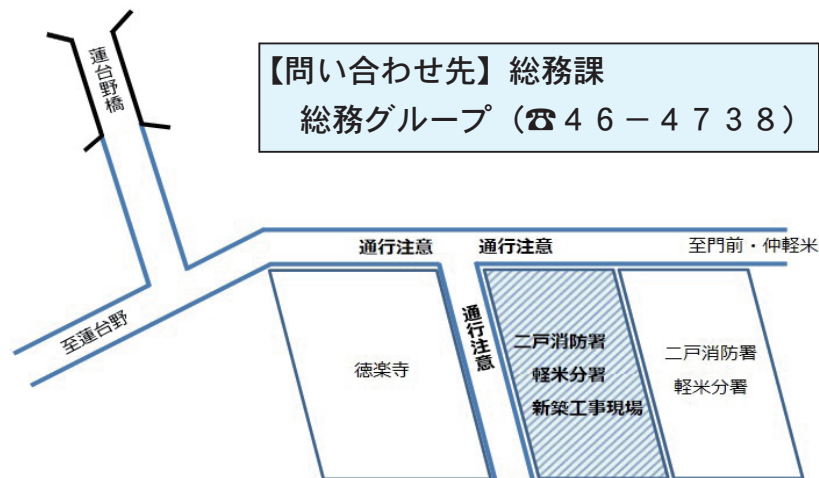
KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARU

広報かるまい お知らせ版 その4

二戸消防署軽米分署の 新築工事が行われています

現在、門前地区で二戸消防署軽米分署の新築工事が行われており、来年2月まで続く予定です。近隣住民の皆様には騒音等大変ご迷惑をおかけしておりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、工事用フェンスを設置しているため、下図の道路の見通しが悪くなっておりますので、通行の際には注意して走行いただきますようお願いいたします。



森林の伐採には届出が必要です

森林は所有されている皆さんの資産であるばかりでなく、水源かん養や地球温暖化防止などの役割を果たしている公共財でもあり、地域社会にとって重要な資源です。森林を適切に維持管理するために、伐採届出の提出が法律で定められており、森林を伐採する場合は市町村長へ届出しなければなりません。

自分で伐採をするときは

森林所有者のあなたが

伐採する前に、役場産業振興課へ伐採届出書を提出しましょう！

業者に伐採を依頼（販売）するときは

あなたと業者との連名で

届出時期：実際に伐採を始める90日から30日前まで

【問い合わせ・届出先】 産業振興課
農林振興課グループ (☎46-4740)

鍵をかけていますか？

安全・安心は「鍵かけ」がポイント

岩手県では、住宅を狙った泥棒被害の約8割が無締まりです。

鍵かけキャッチフレーズ「おにっこ」

お

おきな安心

に

個のかぎかけできたかな？

っ

いうっかりはいけません

こ

どもも大人もみんなで広めよう

- 夜間や出かける時は、必ず鍵をかけましょう。
- 家に居る時も、できるだけ鍵をかけましょう。
- 自分だけでなく、家族みんなで鍵かけを心がけましょう。

【問い合わせ先】

二戸警察署・生活安全課（☎29-0110）

夏の交通事故防止県民運動

期間：8月1日（金）～10日（日）

「ゆずりあい そのやさしさも おもてなし」

夏場を迎え、暑さなどによる過労が原因となる事故や、夏休みによる解放感からの交通安全意識の低下が懸念されることから、「夏の交通事故防止県民運動」が展開されます。

次のことに留意して、

交通事故防止に心がけましょう。

☆ゆとりのある運転を心がけ、暑さなどによる過労運転を防止しましょう。

☆家庭や地域においては子どもへの注意喚起を行い、運転者は飛び出し等の危険予知をするなどし、夏休み中の子どもの交通事故防止に心がけましょう

☆すべての座席のシートベルト（子どもにはチャイルドシート）の正しい着用を徹底しましょう。

☆飲酒運転の危険性、違法性を認識し、飲酒運転の根絶を図りましょう。

鶏肉料理の競演！

とり合戦 北いわての陣 開催

アンダーエイジ、めんこいテレビ千葉絢子アナウンサーもやってくる！

日時：平成26年8月 9日（土）11：00～20：00

10日（日）11：00～17：00

場所：二戸市カシオペアメッセ なにゃーと（入場無料）

岩手・鹿児島・宮崎、鶏肉三大産地の競演や北いわてエリア人気飲食店も多数出店。2日間限りのおいしさ溢れるグルメイベントにぜひご来場ください。詳しくはホームページ（<http://www.kitaiwate.com>）をご覧ください。

【問い合わせ先】県北広域振興局

二戸地域振興センター（☎23-9201）